

公益財団法人
日本通信販売協会 会長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

未成年者におけるビタミンDを含む加工食品の摂取状況の調査結果等
について

日頃から、消費者行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、別添（報告書本編、資料編及び概要）のとおり、未成年者におけるビタミンDを含む加工食品の摂取状況の調査結果等を公表しましたので、御了知願います。また、本調査の結果を踏まえ、未成年者のビタミンDの過剰摂取を防止する観点から、下記の点に留意いただくことについて、貴下団体会員に周知いただきますよう御配慮願います。

記

1. ビタミンDを含む加工食品（サプリメント形状）であって、一日当たりの摂取目安量当たり $5.0\mu\text{g}$ （栄養機能食品（ビタミンD）の上限値）を超える製品については、成人向けに設計されていることを表示すること等により、当該製品の摂取で未成年者にビタミンDの過剰摂取による健康への悪影響が生じることのないよう配慮されたいこと。
2. なお、ビタミンD以外の栄養成分を含む加工食品（サプリメント形状）についても、1. と同様に、当該製品の摂取で未成年者に当該製品に含まれている栄養成分の過剰摂取による健康への悪影響が生じることのないよう配慮されたいこと。

以上

（参考）ウェブサイトURL

「栄養機能食品等の摂取状況等に関する調査事業報告書（未成年者におけるビタミンDを含む加工食品の摂取状況等）」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2020/